「特色ある大学教育支援プログラム」一問一答(項目一覧)

1.基本的事項

- Q1-1. 特色ある大学教育支援プログラムとは何か。
- Q1-2. 公募要領等については、昨年度からどのような変更があったか。

2. 応募要件

- Q2-1. 応募の対象となる大学はどこか。
- Q2-2. 4年制大学の場合、学科での取組について応募は可能か。
- Q2-3. 大学院の取組について応募した場合、同大学の学部の取組は応募できないのか。
- Q2-4. 通信教育部の取組も対象となるのか。
- Q2-5. 他大学との再編・統合が決まっている大学からの応募は、どのようになるか。
- Q2-6. 「複数の大学又は短期大学が共同で行うもの」とは、同一法人内の私立大学・短期 大学の取組であっても差し支えないか。
- Q2-7. 複数の大学・短期大学の学長を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように 数えるか。
- Q2-8. 共同で行う取組は、別件で応募できるとのことだが、1大学が複数の共同で行う取組に関連していても差し支えないか。
- Q2-9. 同一敷地内に大学と併設短期大学をもつ大学が、同一のテーマで取組を行っている場合、これを1件の応募とするべきかどうか。
- Q2-10. 「継続的に実施」、「実績を挙げている取組」とはどのような基準があるのか。
- Q2-11. 以前実施していたが現在中断しており、この応募を機に、再開してさらに発展させたいと考えている取組も「実績」があり、「継続的に実施」しているものとして対象となるか。
- Q2-12. 既存の短期大学が改組転換し、新たに4年制大学として開学する場合、短期大学から継続して行っている取組については、応募の対象となるのか。
- Q2-13. 「実績のあるもの」が対象であって、今後構想する取組は認められないのか。
- Q2-14. 誰から申請書を提出(応募)することになるのか。
- Q2-15. 当初本学単独の計画であっても、ある時期から特定の分野を他大学との共同とすることは可能か。
- Q2-16. 複数の大学等と共同で行う計画において、例えば大学や短期大学以外の機関・団体等と共同で行うことは可能か。
- Q2-17. 平成15年度に選定された大学は、平成16年度も応募できるのか。
- Q2-18. 本年度1学部の取組について応募した場合、次年度以降、別の学部の別の取組を応募することは可能か。
- Q2-19. どのような「テーマ・取組」が応募資格に該当するのか。
- Q2-20. テーマ例2の「教育課程」と3の「教育方法」についての違いについて。
- Q2-21. 2 つのテーマにまたがるような取組に関しては、 2 つの観点を加味した審査が行われるのかどうか。

- Q2-22. テーマ例の「大学と地域・社会との連携の工夫改善に関するテーマ」とは、直接、 学生教育に関わる取組でなくてもよいか。
- Q2-23. 大学の本会計とは別に補助活動事業として別会計で処理し、純額表示で本会計に合 算している「学生寮」に関する取組について、応募は可能か。
- Q2-24. 授業科目を集めたものを特色ある教育として申請することは可能か。
- Q2-25. 学内の附属施設(教育センター等)で行われている取組は、本プログラムの対象となるか。
- Q2-26. 5年計画で募集というのは確定しているのか。
- Q2-27. 同一法人の複数の大学から応募する場合、法人の長からまとめて申請してもよいか。
- Q2-28. 昨年取組の選定された大学は、今年度はその他の大学とは違った基準が適用されて 審査が行われるなどといったことはあるのか。
- Q2-29. 15年度選定された取組を発展させたり、切り口を変えたりした上で、16年度応募することは可能か
- Q2-30. 15年度選定されなかった取組について、再度応募することは可能か。また、16年度は異なるテーマ例に対して応募することは可能か。
- Q2-31. 他大学ですでに選定されている取組と類似の取組を応募した場合、選定される可能性はあるか。
- Q2-32. 補助金による財政支援を必要としない取組を申請しても構わないか。

3.審查方法等

- Q3-1. 特色ある大学教育支援プログラムの選定に当たっての留意点(観点)は何か。
- Q3-2. 審査はどこで行われるのか。
- Q3-3. 審査はどのような手順で行われるのか。
- Q3-4. 審査は各テーマ毎に行われるのか。
- Q3-5. 2 テーマ例にまたがるような取組をテーマ例を 1 つに決めて応募した場合、複合的なテーマである旨はどこに記述すればいいか。
- Q3-6. テーマを独自に設定した場合、どの部会で審査が行われるのか。
- Q3-7. 応募後、テーマにそぐわないと判断した場合、審査する部会を振り替えてもらうことは可能か。
- Q3-8. 大学と短期大学は別個に審査が行われるのか。
- Q3-9. 大学院での取組は、学部と同じ審査部会で審査されると聞いているが、不利な扱い になることはないか。
- Q3-10. 選定件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学と短期大学の選定件数の割合はどうか。
- Q3-11. 大学の基本的要件の審査は、大学基準協会の「大学基準」による評価が行われるのか。いわゆる定員割れを起こしている大学は「門前払い」されるのか。
- Q3-12. 他大学の参考になることが高い評価を得られるような仕組みと思われるが、特色という意味で、他大学には真似できない特性があるものは評価が低くなるのか。他大

- 学の参考になるということが一番の評価基準なのか。
- Q3-13. 「他大学が共有できる基盤(根幹)」というのは、同学問分野の各大学または学部が共有できる基盤という理解でよいか。
- Q3-14. 選定されるためには、何らかの「新規性」が必要か。
- Q3-15. ペーパーレフェリーは何名か。
- Q3-16. 審査の経過は公表しないとのことだが、選定された理由を知ることはできないか。
- Q3-17. 教育上の効果は、定量的な測定が困難なものもあると思われるが、どのように示せばいいのか。
- Q3-18. 新たな取組の教育効果を測定する評価方法について、審査ではどのように評価されるのか。

4.申請書等

- Q4-1. 文字の大きさは任意か。
- Q4-2. 応募に当たって図表等を利用することは可能か。
- Q4-3. 図表を用いた場合でも文字は11ポイントとするべきか。
- Q4-4. 様式の改変はできないのか。
- Q4-5. 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。
- Q4-6. 様式3で記載する以外に参考資料は添付できないのか。
- Q4-7. 複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる1つの大学と、 事務局を設置している大学が異なる場合、申請書の表紙にはどのような形で記述す ればよいか。
- Q4-8. 申請担当者は1名のみ記載すべきか。
- Q4-9. 申請担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。
- Q4-10. 申請担当者欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。また、法人職員がヒアリングに参加してもよいか。
- Q4-11. 様式 1 1、様式 1 2の大学・短期大学の規模について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか(別紙に記入することは可能か)。
- Q4-12. 様式 2 は、たとえば、1 つの項目を0.5ページ分記入し、残りの0.5ページ分を他の項目分にまわして記入することは可能か。
- Q4-13. 様式 2 (1)「取組の内容について」に経費面での学内の支援体制についての記述 した場合、大学改革推進等補助金の配分に影響するのか。
- Q4-14. 選定に当たっての留意点については、申請書のどこに記すべきか。
- Q4-15. 「事務担当者連絡先」に自宅の電話番号は必要なのか。もし連絡が取れなかった場合、どのようなことになるのか。
- Q4-16. 「(3) 取組の有効性について」に記載する教育上の効果は、必ず数値データ等定量的指標で示す必要があるか。
- Q4-17. 申請書の「申請単位」の記述については、例えば学部と大学院研究科の共同取組である場合は、 学部及び 研究科と記載してよいか。
- Q4-18. 「取組名称」の副題に字数制限はあるか。

- Q4-19. 大学・短期大学の規模について、大学院の博士前期課程・後期課程は別にして記入 するのか。
- Q4-20. 専任教員数について、大学院の教員が学部教員の兼担である場合、「兼担」と表記 するのか。合計は実人数か、延べ人数か。
- Q4-21. 申請書は必ずのりづけで作成する必要があるのか。
- Q4-22. 単独で申請する場合、(様式 1 2)を省くことは可能か。その際、ページ番号も つめて構わないか。
- Q4-23. 取組開始時期とは、取組の準備開始年度か、または、学生に対する取組開始年度か。 また、1つの取組の中で、開始年度が異なるものがある場合はどうするか。

5.ヒアリング

- Q5-1. ヒアリング(審査)の日程は決まっているのか。学長及び申請担当者の出席は不可欠か。
- Q5-2. ヒアリングの連絡は、具体的には、いつ、どのような形になるか。
- Q5-3. ヒアリングの出席者の指定と人数制限はあるのか。また、持ち時間はどのくらいか。 説明資料はどのようなものを使用することが可能か。
- Q5-4. ヒアリングは取組の申請担当者が説明を行うのか、それとも学長または副学長等が 行うのか。

6. その他

- Q6-1. 申請書の提出は、平成16年4月15日の消印があればよいのか。
- Q6-2. 申請書類を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。
- Q6-3. 事前相談を行うことは可能か。
- Q6-4. 説明会は来年度以降も随時開かれるのか。
- Q6-5. 募集締切後、公表される予定の「テーマ名」には「取組名称」も含まれるのか。

(参考1:経費措置について)

- Q7-1. 大学改革推進等補助金とは何か。
- Q7-2. 特色ある大学教育支援プログラムに選定されても、大学改革推進等補助金の補助対象とならない場合はあるか。
- Q7-3. 特色ある大学教育支援プログラムの選定から補助金交付までの流れはどのようになっているか。
- Q7-4. 補助金の交付先は各大学(機関)になるのか。それとも申請者個人になるのか。
- Q7-5. 選定された取組について、数年間にわたって経費支援を受けることは可能か。
- Q7-6. 経費の使途の範囲は。
- Q7-7. 選定された取組1件当たりの配分額は、どのくらいか。
- Q7-8. 補助は所要経費の全額か、それとも半額か。減額査定はあるのか。
- Q7-9. 15年度の関連支援経費のうち私立大学等経常費補助金の斟酌分として採択され、 配分を受けている経費(高等教育研究改革推進経費、教育・学習方法等改善支援経費 (うち教育・学習方法等の改善)教養教育改革推進経費)については、16年度も 優先的に採択され、配分されることは可能か。

(参考2:現代的教育ニーズ取組支援プログラムとの関係等について)

- Q8-1. 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の中に設定されている各テーマの概要如何。
- Q8-2. 公募要領に記載されていた「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」と「特色ある 大学教育支援プログラム」の違いは何か。また、取組を両方の事業に申請できるか。
- Q8-3. 「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の中に設定されている各テーマに対して 重複して同一の取組を応募することはできるか。
- Q8-4. Q8-2, Q8-3のような応募を行い、選定された場合、両方の事業から補助金を受給することは可能か。
- Q8-5. 15年度「特色ある大学教育支援プログラム」で選定されたものと同一の取組を16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に応募して、経費支援を受けることはできるか。

「特色ある大学教育支援プログラム」一問一答

1.基本的事項

Q1-1.特色ある大学教育支援プログラムとは何か。

A.特色ある大学教育支援プログラムとは、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色 ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供することで、今後の高等教 育の改善に活用し、高等教育の活性化の促進を目的とするものです。

(なお、各大学の意欲を高める観点から、選定された事例については、別途、「大学改革推進等補助金」により経費措置を行うこととします。)

Q1-2. 公募要領等については、昨年度からどのような変更があったか。

A. 昨年度の審査の状況等を踏まえ、公募要領や審査要項等の書きぶりを改善した箇所がありますが、これは、審査内容自体を変更するものではありません。

昨年度からの主な変更点は以下のとおり

(公募要領)

テーマ例1についての取組の例示の書きぶりを変更。

(審査要項)

「選定にあたっての留意点」を「審査方針」にまとめた上で、書きぶりを見直し。 (申請書・記入要領)

- (1)申請書の様式2(取組について)について記述していただく内容を見直し、また、 それらを「4つの設問項目について、6ページ以内」での記載に変更。
- (2)様式2で示した内容を示すデータや資料を記述する項目を設定。

2.応募要件

Q2-1. 応募の対象となる大学はどこか。

A.基本的に、現在設置されているか、または平成16年4月1日開設予定の大学または短期 大学であれば、応募できます。ただし、現在または16年4月から学生募集停止の大学・短 期大学については、応募することはできません。

Q2-2.4年制大学の場合、学科での取組について応募は可能か。

A.募集の対象は、各大学・短期大学全体、各大学の学部・短期大学の学科等が単位となり、 4年制大学にあっては学部の細分単位である学科での取組の応募は認められません。全学ま たは学部として、支援体制などを含め組織的に取り組んでいるものについて応募してくださ い。

Q2-3.大学院の取組について応募した場合、同大学の学部の取組は応募できないのか。

A.学校として1つの取組を応募していただくこととなるため、本件の場合、学部の取組は応募できません。

- Q2-4. 通信教育部の取組も対象となるのか。
- A.対象となりますが、あくまで「各大学・短期大学から、それぞれ1件」という応募要件の 範囲内で応募していただくこととなります。
- Q2-5.他大学との再編・統合が決まっている大学からの応募は、どのようになるか。
- A. 平成16年2月27日現在で設置されている大学であれば、将来的に他大学との再編・統合が決まっている大学(但し、16年4月1日に統合予定の場合は、新大学から応募してください)であっても、それぞれの大学・短期大学から応募してください。
 - もちろん、共同で行っている取組の場合は、別件として連名で応募いただいて結構です。
- Q2-6.「複数の大学又は短期大学が共同で行うもの」とは、同一法人内の私立大学・短期大学の取組であっても差し支えないか。
- A . 差し支えありません。
- Q2-7. 複数の大学・短期大学の学長を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように数えるか。
- A. それぞれ1大学として数えます。
- Q2-8.共同で行う取組は、別件で応募できるとのことだが、1大学が複数の共同で行う取組に関連していても差し支えないか。
- A. 差し支えありません。ただし、「1大学・短期大学につき1件を応募」とされている中で、例えばコンソーシアム形式で行っているような、複数の大学が共同で行う取組の応募について考慮したものであり、こうした本来の趣旨を踏まえ「共同で行っている」ことについて十分に説明ができる取組の応募が期待されます。
- Q2-9.同一敷地内に大学と併設短期大学をもつ大学が、同一のテーマで取組を行っている場合、これを1件の応募とするべきかどうか。
- A.応募にあたっては、基本的には、学長から応募していただくことになっております。キャンパス単位とは、1大学又は短期大学内でのことであり、本件の場合、キャンパス単位での取組には該当しません。当該敷地内で共同で実施しているものは、共同の取組として連名で応募していただくこととなります。
 - また、単に同一テーマの取組であって、それぞれが実施しているものであれば、共同での取組とはいえず、それぞれの大学・短期大学から応募していただくこととなります。
- Q2-10 .「継続的に実施」、「実績を挙げている取組」とはどのような基準があるのか。
- A. 例えば、取組の内容(種類)によっては、効果が1年であがるものもあれば、長期間かかるものもあります。このため、これらの要件については、特に一定の期間を設けているものではありませんので、要件を満たしているかどうかは、適宜大学側で御判断いただき、「2取組について」の記述に反映させて応募してください。

- Q2-11.以前実施していたが現在中断しており、この応募を機に、再開してさらに発展させたいと考えている取組も「実績」があり、「継続的に実施」しているものとして対象となるか。
- A.大学の御判断により、「実績」があり「継続的に実施」されていると考えているものを応募 していただければ結構です。
- Q2-12. 既存の短期大学が改組転換し、新たに4年制大学として開学する場合、短期大学から継続して行っている取組については、応募の対象となるのか。
- A.大学の御判断により、「実績」があり「継続的に実施」されていると考えているものを応募 していただければ結構です。
- Q2-13.「実績のあるもの」が対象であって、今後構想する取組は認められないのか。
- A. 今後取り組もうとしているものも対象となりますが、一定の実績を基盤としてもつものが対象となります。また、既に定着している取組で、今後新たな試みを行うものではないものの応募も可能です。
- Q2-14.誰から申請書を提出(応募)することになるのか。
- A.各大学の学長から応募していただきます。したがって、申請書等は各大学でとりまとめて 提出することになりますので、大学ごとに一括して受付を行います(複数の大学の取組につ いても主たる1つの大学から一括して送付又は持参ください)。
- Q2-15. 当初本学単独の計画であっても、ある時期から特定の分野を他大学との共同とすることは可能か。
- A.可能です。応募については単独で行うこととなります。
- Q2-16. 複数の大学等と共同で行う計画において、例えば大学や短期大学以外の機関・団体等と共同で行うことは可能か。
- A.大学以外の機関との様々な連携は本プログラムの対象となりますが、本プログラムは大学 及び短期大学を対象としているため、応募の名義は大学及び短期大学のみでの連名とするこ ととなります(1大学と企業の共同事業は、1大学の単独の取組としての応募となります)。
- Q2-17. 平成15年度に選定された大学は、平成16年度も応募できるのか。
- A. 平成15年度に選定されたものと異なる取組であれば、平成16年度も応募できます。平成15年度選定されなかった取組については、平成16年度、再度応募することができます。

- Q2-18. 本年度1学部の取組について応募した場合、次年度以降、別の学部の別の取組を応募することは可能か。
- A.可能です。また、同学部のものであっても、別の取組であれば応募は可能です。
- Q2-19. どのような「テーマ・取組」が応募資格に該当するのか。
- A.テーマについては「例」としてお示ししていますが、あくまで例示であり、学生教育に関するものであれば、特に制限を設けておりません。

また、応募は次のいずれかによります

(公募要領P.2(3) テーマ例と応募の関係を参照のこと)。

- (1)5テーマ例の中から1つを選んで応募する。
- (2)複数のテーマ例にまたがった形で応募する。その場合は、選定を希望する主たるテーマ例を1つに決めて応募する。
- (3)5テーマ例以外で独自にテーマを設定し応募する。
- Q2-20. テーマ例2の「教育課程」と3の「教育方法」についての違いについて。
- A.「教育課程」はカリキュラム等について、「教育方法」は授業の方法等を指します。 各テーマ例ごとに示されている「取組の例」を参照いただくなどして応募してください。 また、テーマ例は「主として~」としており、大学が一番適切だと考えるテーマで応募し ていただくこととなります。
- Q2-21.2つのテーマにまたがるような取組に関しては、2つの観点を加味した審査が行われるのかどうか。
- A.テーマ例は「主として~」としており、大学が一番適切だと考えるテーマで応募していた だくこととなります。そして、応募いただいたテーマに対応する1審査部会で審査が行われ ることとなります。
- Q2-22. テーマ例の「大学と地域・社会との連携の工夫改善に関するテーマ」とは、直接、 学生教育に関わる取組でなくてもよいか。
- A. 本プログラムは、あくまで学生教育に関する取組を対象とするものとしているため、取組が何らかの形で学生教育に関係するものでなければ応募の対象にはなりません。(公募要領P. 1 2(1) を参照のこと)
- Q2-23.大学の本会計とは別に補助活動事業として別会計で処理し、純額表示で本会計に合 算している「学生寮」に関する取組について、応募は可能か。
- A . テーマ例 4 には「取組の例」として「学寮等における共同生活体験」があげられており、 このほか、募集の対象等の一般的な要件に合致していれば対象となります。
- Q2-24.授業科目を集めたものを特色ある教育として申請することは可能か。
- A. 応募については、まず、各大学・短期大学の教育目的に沿った特色ある組織的な取組であって、かつ、大学であれば、大学全体、学部等の単位、キャンパス単位のものが対象となります。「授業科目を集めたもの」といわれるものが、これに合致していれば、応募は可能です。

- Q2-25. 学内の附属施設(教育センター等)で行われている取組は、本プログラムの対象となるか。
- A.大学・短期大学全体での取組またはキャンパス単位での取組で、学生への教育として組織 的に行われているものであれば、対象となります。
- Q2-26.5年計画で募集というのは確定しているのか。
- A.(国の予算は単年度主義であり、また、毎年度事業計画の見直しを行うこととなっていますが)本プログラムの公募は単年度限りでなく、5か年継続して行うことを予定しています。
- Q2-27.同一法人の複数の大学から応募する場合、法人の長からまとめて申請してもよいか。
- A. それぞれの学長から応募してください。同一法人の複数の大学から応募する場合であって もかわりません。
- Q2-28.昨年取組の選定された大学は、今年度はその他の大学とは違った基準が適用されて 審査が行われるなどといったことはあるのか。
- A. ありません。
- Q2-29.15年度選定された取組を発展させたり、切り口を変えたりした上で、16年度応募することは可能か。
- A.15年度選定された取組については、16年度の応募対象外となっているため、別の取組をご応募ください。
- Q2-30.15年度選定されなかった取組について、再度応募することは可能か。また、16年度は異なるテーマ例に対して応募することは可能か。
- A. 応募は可能です。また、大学が一番適切だと考えるテーマに応募していただいて結構です。
- Q2-31.他大学ですでに選定されている取組と類似の取組を応募した場合、選定される可能性はあるか。
- A.類似の取組をしているものであっても、その取組に特色性等がみられれば、選定される可能性はあります。
- Q2-32. 補助金による財政支援を必要としない取組を申請しても構わないか。
- A.構いません。財政支援を必要としない取組の場合、選定後、文部科学省からの照会に対し てその旨御回答いただければ結構です。

3.審查方法等

Q3-1.特色ある大学教育支援プログラムの選定に当たっての留意点(観点)は何か。

A.特色ある大学教育支援プログラムの選定に当たっての留意点は以下のとおりです。

(審査要項P.4を参照のこと)

取組の実施プロセス

取組の特色性

取組の組織性

取組の有効性

取組の将来性(発展性)

Q3-2. 審査はどこで行われるのか。

A.大学から応募された取組の審査については、文部科学省外に置かれた、専門家や有識者等により構成される「特色ある大学教育支援プログラム実施委員会」において公正に行い、特色ある優れたものを選定することになっています。

Q3-3. 審査はどのような手順で行われるのか。

A.特色ある大学教育支援プログラムの取組の選定は、以下の手順で行われます。

(審査要項P.3を参照のこと)

総合評価部会で基本的要件の審査

各審査部会で採択候補を選定

(書面・合議審査(ペーパーレフェリーの意見を参考とする)、ヒアリング審査)

総合評価部会が全体的調整

「特色ある大学教育支援プログラム実施委員会」が最終的に決定

文部科学省に報告

Q3-4.審査は各テーマ毎に行われるのか。

A. 基本的には、テーマ例に対応した審査部会を設けて、審査を行うこととしています。

Q3-5.2テーマ例にまたがるような取組をテーマ例を1つに決めて応募した場合、複合的なテーマである旨はどこに記述すればいいか。

A.テーマ例の名称に「主たる~」とあるように、複合的なテーマに該当する取組であっても、 1つに決めたテーマ例に対応した審査部会で審査されることとなりますので、必ずしも記述 する必要はありませんが、適宜、内容に盛り込んでいただいて結構です。

Q3-6.テーマを独自に設定した場合、どの部会で審査が行われるのか。

A. 原則として、テーマ例「主として総合的取組に関するテーマ」に対応した審査部会、また は、設定したテーマに一番近いところで審査を行うことになります。

- Q3-7. 応募後、テーマにそぐわないと判断した場合、審査する部会を振り替えてもらうことは可能か。
- A. 原則として、審査部会の決定は「特色ある大学支援プログラム実施委員会」において行われます。したがって大学の希望により審査部会の振替やテーマの変更はできません。
- Q3-8.大学と短期大学は別個に審査が行われるのか。
- A.大学と短期大学は別々に審査を行い、それぞれ取組を選定する予定です。
- Q3-9. 大学院での取組は、学部と同じ審査部会で審査されると聞いているが、不利な扱いになることはないか。
- A.大学院での取組が学部と比べて不利になることは特にありません。
- Q3-10.選定件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学と短期大学の選定件数の割合はどうか。
- A.選定件数は申請件数の1割程度以内となっております。また、審査・選定ともに、国公私 を通じて行われるため、その割合を決めて選定するものではありません(国公私の枠組で選 考するものではありません)。

また、大学と短期大学の選定数の割合についても同様ですが、それぞれの申請件数等とも 関連することになります。

- Q3-11.大学の基本的要件の審査は、大学基準協会の「大学基準」による評価が行われるのか。 いわゆる定員割れを起こしている大学は「門前払い」されるのか。
- A.総合評価部会による大学の基本的要件の審査は、取組のみならず、大学又は短期大学全体として本プログラムに選定されるにふさわしいかどうかをみるものであって、大学基準協会の「大学基準」による評価を行うものではありません。

また、本プログラムについては、定員割れしていることをもって対象外とすることにはなりません。

- Q3-12.他大学の参考になることが高い評価を得られるような仕組みと思われるが、特色という意味で、他大学には真似できない特性があるものは評価が低くなるのか。他大学の参考になるということが一番の評価基準なのか。
- A. 本プログラムは「特色があって優れた取組を選定し、社会に広く情報提供することによって、他大学の参考に資するとともに高等教育の活性化の促進を図る」ことを目的としており、この目的に沿った取組が選定されることとなります。大学が自らの特色に基づいて独創的な取組を行うことも含まれます。「他大学の参考」とは、他大学が類似の取組を行いうるかどうかという意味ではありません。

- Q3-13.「他大学が共有できる基盤(根幹)」というのは、同学問分野の各大学または学部が 共有できる基盤という理解でよいか。
- A.必ずしも同学問分野の各学部が共有できる基盤に限りません。本プログラムは、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供することで、今後の高等教育の改善に活用し、高等教育の活性化の促進を目的とするものです。各大学が参考とするにあたっては、様々な視点からの基盤がありえることから、取組内容によって基盤の中身は異なります。
- Q3-14. 選定されるためには、何らかの「新規性」が必要か。
- A.「特色ある優れたもの」が選定の対象となりますが、その中には「特に新規性は見られなくても、真摯な教育努力を継続的に積み重ねて着実に成果を挙げているもの」も含まれます(審査要項P.1を参照のこと)。
- Q3-15.ペーパーレフェリーは何名か。
- A. 各審査部会は、ペーパーレフェリーの意見を参考に書面審査を行うこととしておりますが、 具体的には、ペーパーレフェリーに関する件については、その氏名を含めて公表されません。
- O3-16.審査の経過は公表しないとのことだが、選定された理由を知ることはできないか。
- A.選定された理由については、選定後、インターネットのホームページ等で公表する予定です。また、選定されなかった取組については、その理由を応募していただいた各大学あてに個別に通知する予定です。
- Q3-17.教育上の効果は、定量的な測定が困難なものもあると思われるが、どのように示せばいいのか。
- A.教育上の効果は、必ずしも定量的に測定可能なものばかりではありません。このため、取組ごとに、例えば、定性的な教育目標を設定した上で、それが達成できているかどうかを測って効果を示すなどの工夫を行って、それぞれ審査に際して取組の有効性をわかりやすい形で提示するなどのことが考えられます。
- Q3-18. 新たな取組の教育効果を測定する評価方法について、審査ではどのように評価されるのか。
- A. 本事業は、評価方法間の優劣を審査するものではありません。その新たな取組において、 教育の内容・方法に即した適切な目標設定が行われ、きちんと効果測定できるような評価方 法となっているかなどをそれぞれ審査することになります。

4.申請書等

Q4-1. 文字の大きさは任意か。

A.申請書は、原則として、以下の書式に合わせて作成してください。

判の大きさ : A 4 判(縦長) 文字方向:横書き

文字の大きさ:11ポイント 1行あたり文字数:40字

Q4-2. 応募に当たって図表等を利用することは可能か。

A.(様式2)については、枚数制限の範囲内で図表や写真等を適宜組み入れても構いません。

O4-3. 図表を用いた場合でも文字は11ポイントとするべきか。

A.図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、見やすさを考慮してください。

Q4-4. 様式の改変はできないのか。

A.指定した様式で記載してください。項目の順番入れ替え等は認められません。 ((様式2)は、4つの設問項目について、合計で6ページ以内で記述してください。)

Q4-5.申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A . 差し支えありません。

Q4-6. 様式3で記載する以外に参考資料は添付できないのか。

- A.参考資料は添付しないでください。添付されても審査の対象からは除外します。ヒアリング時にパンフレット、パネル、OHP、ビデオ(VHS) パワーポイントを使用して説明することは構いません(ただし、ヒアリングの制限時間内でお願いします。)。
- Q4-7. 複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる1つの大学と、 事務局を設置している大学が異なる場合、申請書の表紙にはどのような形で記述すれば よいか。
- A . どちらか1つの大学でまとめて記述してください。

Q4-8.申請担当者は1名のみ記載すべきか。

A. ヒアリング時に取組等の説明を行うことなどを想定しつつ、主となって取組を担当している方を1名御記入ください。

Q4-9. 申請担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。

A.副学長と記載するか、所属学部等を記載するかは大学の御判断でお願いします。

- Q4-10. 申請担当者欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。 また、法人職員がヒアリングに参加してもよいか。
- A.申請担当者名は、大学の教職員に限ります。また、ヒアリングについては法人職員が参加 しても構いません。必要に応じて学生等を参加させることも可能です。
- Q4-11.様式1-1、様式1-2の大学・短期大学の規模について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか(別紙に記入することは可能か)。
- A.規模の大きな大学では、別紙にまとめて記入して差し支えありません。
- Q4-12.様式2は、たとえば、1つの項目を0.5ページ分記入し、残りの0.5ページ分を他の項目にまわして記入することは可能か。
- A.可能です。4つの設問項目について、6ページ以内で記述できることとなっており、その 範囲内でお願いします(申請書作成・記入要領P.1 (3)を参照のこと)。
- Q4-13.様式2(1)「取組の内容について」に経費面での学内の支援体制について記述した場合、大学改革推進等補助金の配分に影響するのか。
- A. 本申請書に記載する事項は、あくまで特色ある優れた取組の選定のための資料であり、支援体制(経費面)の記述も学内での取組状況の説明という観点からのものです。したがって、選定されたものに対する補助金配分に影響するものではありません。、補助金配分については、選定後、本申請書とは別途に、経費配分の申請を行っていただくこととなります。
- Q4-14.選定に当たっての留意点については、申請書のどこに記すべきか。
- A.選定に当たっての留意点は、あくまで審査を行う際の観点であり、そのまま項目として設けているものではありません。これらについては、申請書全体からその有無について判断することとなります。また、適宜、関連する項目の記述に盛り込んでいただいて結構です。
- Q4-15.「事務担当者連絡先」に自宅の電話番号は必要なのか。もし連絡が取れなかった場合、どのようなことになるのか。
- A.必ず連絡がとれる担当者(課長又は係長相当職の方)の連絡先等(自宅等の電話番号等) の記載が必要です。大学における電話等受付時間外における問い合わせ及びヒアリング審査 の日程等のお知らせができないこととなりますので連絡の取れるようにしておいてください。
- Q4-16.「(3)取組の有効性について」に記載する教育上の効果は、必ず数値データ等定量 的指標で示す必要があるか。
- A.教育効果は様々な形で現れるものであり、全てを数値データ等で示すことは困難ですが、「(3)取組の有効性について」に記載した教育効果について、客観的に提示できる定量的指標等がある場合、(様式3)の「データ、資料等」に記述してください。
- Q4-17.申請書の「申請単位」の記述については、例えば学部と大学院研究科の共同取組である場合は、 学部及び 研究科と記載してよいか。
- A . 差し支えありません。

- Q4-18.「取組名称」の副題に字数制限はあるか。
- A.特にありません。
- Q4-19.大学・短期大学の規模について、大学院の博士前期課程・後期課程は別にして記入するのか。
- A.別々に記入してください。
- Q4-20. 専任教員数について、大学院の教員が学部教員の兼担である場合、「兼担」と表記するのか。合計は実人数か、延べ人数か。
- A. 兼担の人数を入れてください(学部との兼担として記入)。また、合計は実人数で御記入ください。
- Q4-21.申請書は必ずのりづけで作成する必要があるのか。
- A.お手数ですが、のりづけで作成してください。市販のテープのりを利用されると便利です (かさばり防止等のため、ホチキス、製本テープ、両面テープ等の使用はお避けください)。
- Q4-22.単独で申請する場合、(様式1 2)を省くことは可能か。その際、ページ番号も つめて構わないか。
- A. 省略して構いません。ページ番号についてもつめて構いません。
- Q4-23. 取組開始時期とは、取組の準備開始年度か、または、学生に対する取組開始年度か。 また、1つの取組の中で、開始年度が異なるものがある場合はどうするか。
- A. 取組開始時期欄は、学生に対しての取組開始年度を御記入ください。また、1つの取組内で、開始年度が異なるものがある場合は、一番最初に開始したものの年度を御記入ください。

5 . ヒアリング

- Q5-1.ヒアリング(審査)の日程は決まっているのか。学長及び申請担当者の出席は不可欠か。
- A.今年度のヒアリングは、7月中旬頃を予定していますので、出席できるよう対応してください。なお、ヒアリングの対象となった大学・短期大学に対しては、別途、実施委員会から御連絡いたします。原則として、申請担当者の出席をお願いしますが、出席が困難な場合、申請書について責任をもって説明できる方で対応することができます。
- Q5-2. ヒアリングの連絡は、具体的には、いつ、どのような形になるか。
- A. 応募締切後、できるだけ早いうちに各部会ごとのヒアリングの日程について決定します。また、ヒアリングを行う取組の日時の連絡は、現在のところ7月中旬頃を予定しています。 事務連絡担当者に対して電話又はFAXで連絡することとしているので、当日は、必ず連絡の取れる体制をお願いします。

- Q5-3. ヒアリングの出席者の指定と人数制限はあるのか。また、持ち時間はどのくらいか。 説明資料はどのようなものを使用することが可能か。
- A.申請担当者等、申請書について責任をもって説明できる方に御出席いただきます。人数は5人以内で、制限時間は、大学からの説明で20分、質疑応答に10分を予定しております。また、説明資料としては、申請書類のほか、パンフレット、パネル、OHP、ビデオ(VHS)、パワーポイントを用いて説明していただくことが可能です(ただし、ヒアリングの制限時間内でお願いします)(万一の機器故障等の場合の対応方法についても確保されるようお願いします)。
- Q5-4. ヒアリングは取組の申請担当者が説明を行うのか、それとも学長または副学長等が行うのか。
- A. 原則として、取組の申請担当者に出席をお願いしておりますが、大学の判断でその他の方に行っていただいても構いません(申請担当者が、学長または副学長等の場合には、学長または副学長等から行っていただくこととなります)。

6. その他

Q6-1.申請書の提出は、平成16年4月15日の消印があればよいのか。

A.消印有効ではありません。下記の期間内に送付必着又は持参されないもの(4月11日以前に送付されたものも含む)については、受け付けられません(返送します)。郵便事情での遅延は考慮できませんので、余裕をもって送付してください。

【提出期間・場所】

郵送の場合

平成16年4月12日(月)~15日(木)(必着)

〒102-8787 麹町郵便局留

財団法人大学基準協会

特色ある大学教育支援プログラム室

持参の場合

平成16年4月12日(月)~13日(火)

(午前9時30分から正午、午後1時から午後5時まで。)

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25

アルカディア市ヶ谷 6階 穂高(東)

特色ある大学教育支援プログラム申請受付会場

(電話:03-3261-9921(代表))

- Q6-2.申請書類を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。
- A.提出された調書等については、差替や訂正は認められません(日程等の関係上、応募を締切次第審査作業にはいるため、差替受付は不可能なため)。

Q6-3. 事前相談を行うことは可能か。

A. 応募内容についての事前相談を受けることはできません。ただし、申請書の記入方法等については、随時質問を受け付けます。

- Q6-4.説明会は来年度以降も随時開かれるのか。
- A. 公募要領の発出時に開催の予定です。
- Q6-5.募集締切後、公表される予定の「テーマ名」には「取組名称」も含まれるのか。
- A. 公表される「テーマ名」には「取組名称」は含みません。テーマごとの大学・短期大学名を公表する形となります。

(参考1:経費措置について)

- Q7-1.大学改革推進等補助金とは何か。
- A.大学等における、大学教育改革の推進を図るため、国公私を通じた競争的環境の中で、特色がある優れた教育プロジェクトを支援する補助金です。「特色ある大学教育支援プログラム」で選定された取組についても、平成16年度は、本補助金による財政支援が行われることとなります。
- Q7-2.特色ある大学教育支援プログラムに選定されても、大学改革推進等補助金の補助対象とならない場合はあるか。
- A.選定された取組のうち、一般に国庫補助の対象となるものについては、補助金の交付を希望すれば対象となる予定です。但し、手続等については大学改革推進等補助金交付要綱等を現在作成中であるため、変更の可能性があります。
- Q7-3.特色ある大学教育支援プログラムの選定から補助金交付までの流れはどのようになっているか。
- A.「特色ある大学教育支援プログラム」に選定された大学が補助金の交付を受けるまでの流れ は以下のとおりです。
 - (1) 文部科学省から選定の通知及び補助金の要否を照会
 - (2) 選定された大学のうち、財政支援を希望するところは、所定の調書を提出
 - (3)調書をもとに、実施委員会の意見を踏まえつつ、文部科学省が補助額を査定したの ち、各大学へ内定額を通知
 - (4)各大学が内定額に基づき補助金を申請
 - (5) 文部科学省が補助金交付を決定
- Q7-4.補助金の交付先は各大学(機関)になるのか。それとも申請者個人になるのか。
- A.大学改革推進等補助金は、個人に対する補助金の形をとる予定であり、その場合、交付先 (補助代表者)は、選定された各大学の学長となります。文部科学省から学長に対して交付 し、学長は、補助金の管理について大学の事務局に委任して使用する形になる予定です。但 し、現在、大学改革推進等補助金の交付要綱等を作成中であるため、変更の可能性がありま す。
- Q7-5.選定された取組について、数年間にわたって経費支援を受けることは可能か。
- A.今年度選定される取組については、大学の計画に基づき、選定された年度を含め最長4年間(医学部、歯学部も同じ。なお、短期大学は2~3年間)の継続支援を受けることが可能です(平成15年度に選定された取組についても、平成18年度までの継続支援を予定)。
- Q7-6. 経費の使途の範囲は。
- A 現在、大学改革推進等補助金交付要綱、取扱要領等を作成中であり、詳細については未定ですが、経費の使途としては、教材開発、教育補助スタッフの充実、設備整備等に使用できるよう検討中です(設備備品費、旅費、人件費(常勤職員の給与等を除く) 事業推進費等を予定)

Q7-7. 選定された取組1件当たりの配分額は、どのくらいか。

- A.1件当たりの配分額は、選定される取組の件数によっても変化するため、現在のところ未定です(昨年の関連支援経費の配分実績(国立及び私立)平均約1,700万円も踏まえ検討中)。申請額の範囲については、今後、取組の選定された大学に対して発出する予定の、補助金申請関係書類でお示しすることとなります。
- Q7-8.補助は所要経費の全額か、それとも半額か。減額査定はあるのか。
- A.大学改革推進等補助金の補助率は、定額となる予定です。よって、申請書に記載された所要経費について、申請内容の審査を経て査定された金額が補助されることとなります。
- Q7-9.15年度の関連支援経費のうち私立大学等経常費補助金の斟酌分として採択され、 配分を受けている経費(高等教育研究改革推進経費、教育・学習方法等改善支援経費 (うち教育・学習方法等の改善)教養教育改革推進経費)については、16年度も優 先的に採択され、配分されることは可能か。
- A. これらの補助金については、15年度「特色ある~」に選定された取組の実施に必要な経費について関連支援経費分として申請していた場合、優先的に採択を行いました。
 - 16年度以降は通常の「継続」扱いとなるため、各大学等が継続して申請する場合は、最大で18年度まで優先的に採択されます。
 - (ただし、14年度以前に新規採択されていたものは、すでに15年度も「継続」扱いとなっているため、優先採択期間は当初申請の翌年度以降3年間で終了します。)

なお、16年度からは国公私共通の補助金である「大学改革推進等補助金」が交付されますが、15年度選定された事業の経費について16年度以降「大学改革推進等補助金」と「高等教育研究改革推進、教育・学習方法等の改善、教養教育改革推進の各補助金」を重複して申請し、受け取ることはできませんので、ご注意ください(下表参照)。

また、16年度以降の「高等教育研究改革推進、教育・学習方法等の改善、教養教育改革 推進の各補助金」の新規採択においては、「特色ある~」との関連の有無による優先採択は行 いません。

(参考)15年度に「特色ある大学教育支援プログラム」に選定された事業の場合

区分	年 度	15年度	16年度	17年度	18年度
	大学改革推進等補助金		申請に応じ査定した額	継続支援	同左
同一経費について、両方の補助金を重複して受け取ることはできません。					
私学助成	特色教育拠点大学支援経費	定額(約1,800万円)			
	関連支援経費分				
	高等教育研究改革推進経費	申請に応じ配分	申請に応じ継続採択	同左	同左
	教育・学習方法等の改善	申請に応じ配分	申請に応じ継続採択		
	教養教育改革推進経費	申請に応じ配分	申請に応じ継続採択		

ただし、<u>関連支援経費については、15年度にすでに継続分として採択されている場合は、</u> 新規採択年度を含めて4年間で優先採択は終了する。

(参考2:現代的教育ニーズ取組支援プログラムとの関係等について)

- Q8-1.「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の中に設定されている各テーマの概要如何。
- A.別紙「『特色ある大学教育支援プログラム』と『現代的教育ニーズ取組支援プログラム』に ついて」をご覧ください。
- Q8-2. 公募要領に記載されていた「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」と「特色ある 大学教育支援プログラム」の違いは何か。また、取組を両方の事業に申請できるか。
- A.「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」は、各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題(テーマ)に対応した取組で、各大学で今後に向けて計画されるものを対象として、募集・選定する事業であるのに対し、「大学教育支援プログラム」は、大学教育の改善に資する多様な取組のうち、各大学の教育目的に沿った取組で、実績をあげているものを対象として、募集・選定する事業です。

各事業の趣旨・目的に沿った取組を応募いただくこととなりますが、この場合、「特色ある大学教育支援プログラム」へ1件、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に1件、ただし、「現代~」のテーマのうち、「地域活性化への貢献」に応募される場合については、「地域活性化への貢献」以外から、もう1件応募することができることなります。

これらは、応募する取組が各事業の趣旨・目的に合致したものであれば、それぞれご応募いただくことが可能です(参考:Q8-4)。

- Q8-3.「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の中に設定されている各テーマに対して重複して同一の取組を応募することはできるか。
- A. 応募する取組がそれぞれ各テーマの趣旨・目的に合致したものであれば、類似性や関連性の高いものであっても応募は可能です。同一の取組を重複して応募することはできません(参考:Q8-4)。
- Q8-4. Q8-2, Q8-3のような応募を行い、選定された場合、両方の事業から補助金を受給することは可能か。
- A.補助金の重複受給をさけるため、類似性や関連性の高い取組がともに選定された場合、大学がいずれかを選択し、1つの事業から補助金を受給することとなります。
- Q8-5.15年度「特色ある大学教育支援プログラム」で選定されたものと同一の取組を16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に応募して、経費支援を受けることはできるか。
- A.いずれかの事業で補助期間中の取組については、選定年度が異なっていても他事業への応募は認めないこととしております。補助期間終了後の取組について応募いただくことは差し支えありません。